

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110

みんなでつくる
安心の街

犯罪発生状況

【池田町】～空き巣

●2月5日午後、池田町内施設において、現金が朝から夕方までの間、民家から電子機器等が盗まれた。

【豊頃町】～空き巣

●2月25日から28日午前までの間、一般住宅にて現金が盗まれた。

ほくとかん防犯メールの登録を!

不審者の出没情報・犯罪の発生情報などをメール配信します。

◎配信内容

- ・子どもに対する声掛け事案
- ・女性に対する不審者情報
- ・特殊詐欺など連続的な発生が予想される事件情報
- ・防犯対策情報
- ・検挙情報 など

北海道警察ホームページ「ほくとかん防犯メール登録」からもアクセスできます。

侵入犯罪被害を防ぐために

侵入犯罪の「空き巣ねらい」や「忍びこみ」などの多くは事前に下見をし、侵入しやすい家を探しています。

犯罪者は人の目や時間、音などを気にします。人に声をかけられたり、侵入に時間がかかるとあきらめる割合が高くなっています。**5分間で侵入できない場合、70%が侵入をあきらめる**というデータもあります。

1 防犯設備の改善

- ・玄関のみならず、勝手口や窓にも、主錠のほか補助錠を取り付けましょう。
- ・網入りガラスは一瞬で割られてしまいます。『防犯ガラス』が効果的です。
- ・防犯ベルを取り付けましょう。

2 家を空けるときは

- ・短時間の外出でも必ず鍵をかけましょう。
- ・応接間、浴室、トイレ等の高窓や2階の窓の戸締りも忘れずに!
- ・出かけるときは隣近所に声をかけましょう。

不審な電話を受けた等、
生活の安全に関する不安や悩みは…
警察相談専用電話 #9110 までご相談を

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～

http://www.ikedo-syo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

作成: 愛須 教雄

自転車の安全利用の促進

ペダルこぐ 免許はないけど ドライバー

自転車はとても便利で環境に優しい乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながる場合があります。

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

自転車安全五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守ど一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用する

安全確認と予防対策で 農機の事故を防ごう

トラクターや運搬車などの操作ミスが転落や横転事故を引き起こしています。

農機の操作中に起きる事故は、ちょっとした不注意や事故防止対策を講じていなかったことが原因です。安全確認を行い事故防止に努めてください。

生活経済事犯罪被害の未然防止対策の推進 悪質商法被害にあわないために

悪徳業者は う・そ・つ・き

『う』まい話は信用しない!

うますぎる話、もうかる話などといったものは、大きな落とし穴がつきものです。

『そ』うだんする!

ひとりで悩んだり、判断したりせず、家族知人・相談機関に相談しましょう。

『つ』られて返事をしない!

すぐに契約しない! 悪徳業者は言葉巧みに「すぐに契約するように」迫ってきます。

『き』っぱり! はっきり! 断る!

あいまいな返事はせず、キッパリ! ハッキリ! 断る!

不安になったときは、警察に相談してください



熊の出没に注意!
冬眠明けは腹ぺこだ～

国民年金からのお知らせ

新たに年金を受け取れる方が増えます!

これまでは

必要な期間 25年

資格期間 15年の人

受けとれない…

平成29年
8月1日から

必要な期間 10年に短縮

資格期間 15年の人

受けとれるようになった!

「資格期間」とは?

- ◆国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◆サラリーマンの期間 (船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ◆年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間 (カラ期間※と呼ばれる合算対象期間)
※カラ期間とは、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。ただし、年金額の算定には反映されません。

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年(120月)以上あると年金を受けとることができます。

注: 年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。)

対象者には『年金請求書』が送付されます

日本年金機構が把握している年金記録において、年金の資格期間が10年以上25年未満の方に、日本年金機構から年金請求書を送付します。

年金請求書の送付は、平成29年2月下旬から平成29年7月上旬にかけて、年齢の高い方から順次送付しています。

ご自身の年金記録を確認することで年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録(いわゆる「未統合記録」)につきましては、これまでも「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が今なお約2000万件残っています。このなかにご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前が届出された可能性がある方は年金事務所へご相談ください。

▶年金記録は「ねんきんネット」で簡単に確認することができます

ねんきんネット 検索

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ
0570-05-1165

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎0155(25)8113
役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213